

かめのり大学院留学アジア奨学生

## 月次報告レポート

(2022年12月)

### -研究について

今月は論文の締め切りの前月となり、論部の最終調整を行なっているところです。

今まで、民法 548 条の 2 第 2 項が不当条項規制のための規定化不意打ち条項規制のための規定化を明らかにするために、日本・韓国・フランスの約款規制の体系を調査し、比較してきました。

日本においては、1960 年代から、多くの先生方が約款規制について研究をされ、その中でも、現在の民法 548 条の 2 第 2 項と対応するものがあります。それは、約款における不当条項とは、顧客の合理的な意思から離れるものであるということから、その拘束力を否定するということです。このことは、山本豊先生の論文でも確認ができるものであります。

そして、韓国においては、従来、不意打ち条項規制は組入れの段階で規制をし、不当条項は後から無効にするという体系から離れ、不当条項と不意打ち条項を一つの規定（約款規制法 6 条 2 項）で無効とするという体系を採用しています。

フランスの場合、消費法典において事業者と消費者、非事業者の間の契約の不当条項が、商法典によって事業者間の依存契約（契約一方当事者の経済的地位の差が激しい、フランチャイズ契約など）における濫用条項が規制されることになっています。民法典においては、附合契約と関わる規定が新設されました。しかし、いずれも濫用条項を書かれざるものとしてみなすという規定となっており、表面上では、フランスは濫用条項を、「書かれざるものとしてみなす」処理をされるように見えます。

しかし、実際には、このような濫用条項と顧客が実質的に認識し得なかった条項の処理を異にするべきという見解が展開されています。日本・韓国の不当条項、不意打ち条項と通じるところであると考えます。

そして、このようなことから、約款規制において重要なのは、規制の対象である条項の性質（不当か不意打ちか）であり、その効果ではないという結論に至りました。

そのために、民法 548 条の 2 第 2 項は、その効果は不意打ち条項と類似する、みなし合意からの除外というものになりますが、その基準が不当条項の規制の際に用いられる信義則であることから、不当条項規制のための規定であると考えています。

### -生活について

みなさんいかがお過ごしでしょうか。今年も、大変お世話になりました。良いお年をお迎えください。

寒い天气が続いておりますが、家の中では、モフモフした毛の付いた服を着るなどをして何とか過ごしております。また、昼夜が完全に逆転してしまっているのが、ちょっと気になります。論文が終わる次第、また直そうと思っております。

みなさんも、元気な冬をお過ごしください。